

○飯塚市附属機関の設置に関する条例

平成18年3月26日

飯塚市条例第21号

改正 H18—230、H19—5、H19—26、H19—35、H19—47、H20—6、H20—40、H21—6、
H21—29、H22—10、H22—11、H23—1、H23—7、H23—21、H24—19、H24—24、H25
—2、H25—3、H25—21、H25—30、H26—27、H26—33、H27—29、H28—4、H28—21、
H28—22、H29—2、H29—28、H30—1、H30—2、H30—3、H30—29、H31—2、H31—3、
H31—4、H31—5、H31—6、H31—7、H31—8、R1—16、R2—2、R2—11、R3—2、R3—
29、R3—30、R4—22、R4—23

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭
和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、
別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(R3—29一改)

(名称及び担当事務等)

第2条 附属機関の名称、担任する事務及びその属する執行機関等(執行機関及び地
方公営企業の管理者をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(R3—29一改)

(委任)

第3条 前条の附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に
関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関等が定める。

(R3—29一改)

附 則

この条例は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成18年7月25日 条例第230号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月10日 条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月10日 条例第35号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日 条例第47号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 条例第6号)
この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日 条例第40号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 条例第6号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月8日 条例第29号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第1号で平成26年2月1日から施行)

- 2 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成22年7月27日 条例第10号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成22年7月27日 条例第11号)
この条例は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成23年2月23日 条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月8日 条例第7号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年7月15日 条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月11日 条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月5日 条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年3月29日 条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年3月29日 条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年7月5日 条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の飯塚市附属機関の設置に関する条例に基づく飯塚市次世代育成施策推進委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例第3条第2項の規定により子育て会議の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、子育て会議の委員とみなされる者(この者が欠けた場合における補欠の委員を含む。)の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成25年12月27日 条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年10月1日 条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月24日 条例第33号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年7月9日 条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日 条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月6日 条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月6日 条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日 条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月28日 条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月30日 条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月30日 条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日 条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成31年3月29日 条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成31年3月29日 条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(飯塚市歴史資料館条例の一部改正)

3 飯塚市歴史資料館条例(平成18年飯塚市条例第103号)の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう〕略

附 則(令和元年7月11日 条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年3月26日 条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年3月26日 条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月17日 条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和3年12月17日 条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月23日 条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表に掲げる飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会は、改正後の同表に掲げる飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(令和4年12月23日 条例第23号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(H18—230、H19—5、H19—26、H19—35、H19—47、H20—6、H20—40、H21—6、H21—29、H22—10、H22—11、H23—1、H23—7、H23—21、H24—19、H24—24、H25—2、H25—3、H25—21、H25—30、H26—27、H26—33、H27—29、H28—4、H28—21、H28—22、H29—2、H29—28、H30—1、H30—2、H30—3、H30—29、H31—2、H31—3、H31—4、H31—5、H31—6、H31—7、H31—8、R1—16、R2—2、R2—11、R3—2、R3—29、R3—30、R4—22、R4—23一改)

| 附属機関の属する執行機関等 | 附属機関の名称 | 担任する事務 |
|---------------|------------------------|--|
| 市長 | 飯塚市総合計画審議会 | 総合計画の策定に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市行政経営戦略推進審議会 | 行政経営戦略に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会 | 公共施設跡地の売却に関して公募型プロポーザル方式による売却相手方の選定について審議及び審査すること。 |
| | 飯塚市特別職報酬等 | 議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額に関 |

| | |
|------------------------|--|
| 審議会 | して調査審議すること。 |
| 飯塚市企業立地促進 審査会 | 企業立地促進補助金の交付等に関して調査審議 すること。 |
| 飯塚市新産業創出支 援事業補助金審査会 | 新産業創出支援事業補助金の交付等に関して調 査審議すること。 |
| 飯塚市販路開拓支援 補助金審査会 | 販路開拓支援補助金の交付等に関して調査審議 すること。 |
| 飯塚市中小企業融資 制度審議会 | 中小企業融資制度の運用等に関して調査審議す ること。 |
| 飯塚市観光振興基本 計画策定委員会 | 観光振興基本計画に関して調査審議すること。 |
| 飯塚市農業振興地域 整備促進協議会 | 農業振興地域整備計画に関して調査審議するこ と。 |
| 飯塚市農業経営・生 産対策推進協議会 | 農業基本方針の策定、農業経営及び農業の振興 対策等に関して調査審議すること。 |
| 飯塚市公害防止対策 委員会 | クリーンセンターに係る公害防止協定書に基づ き調査審議すること。 |
| 飯塚市環境保全協議 会 | 環境センター、終末処理場及び旧廃棄物処分場 に関する公害防止協定に基づき調査審議するこ と。 |
| 飯塚市予防接種健康 被害調査委員会 | 予防接種による健康被害が発生した場合の健康 被害に関して調査審議すること。 |
| 飯塚市健康づくり・ 食育推進協議会 | 健康づくりや食育推進のための計画の策定に関 して調査審議すること。 |
| 飯塚市高齢社会対策 推進協議会 | 高齢社会の対策に関して調査審議すること。 |
| 飯塚市地域包括支援 センター運営協議会 | 地域包括支援センターの設置及び運営に関して 調査審議すること。 |
| 飯塚市障がい者施策 推進協議会 | 障がい者施策に関して調査審議すること。 |

| | | |
|-------|----------------------------|---|
| | 飯塚市地域福祉推進協議会 | 地域福祉の推進に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会 | 公立保育所及び公立こども園のあり方に関する事項を調査審議すること。 |
| | 飯塚市私立保育所運営法人選定委員会 | 飯塚市私立保育所運営法人の選定に関して審議及び審査すること。 |
| | 飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会 | 小型自動車競走事業の包括的民間委託業者選定について公募型プロポーザル方式による業者の選定について審議及び審査すること。 |
| | 飯塚市交通安全対策推進協議会 | 交通の安全対策に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市住居表示審議会 | 住居表示に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市国土利用計画審議会 | 国土利用計画に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市上下水道事業経営審議会 | 水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等を総合的に審議すること。 |
| 教育委員会 | 飯塚市立学校通学区域審議会 | 飯塚市立学校の通学区域の設定、改廃等に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会 | 心身障がい児(生)の就学の適正化に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会 | いじめ及び不登校の対策に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会 | 飯塚市子ども読書活動推進計画に関して調査審議すること。 |
| | 飯塚市文化財保存活用推進委員会 | 文化財保存活用地域計画の作成及び変更等に関して総合的に調査審議すること。 |
| | 飯塚市文化施設活用 | 文化施設の活用に関して調査審議すること。 |

| | | |
|-------|--|--|
| | 検討委員会 | |
| 企業管理者 | 飯塚市水道施設運 転管理及び料金収 納等業務委託事 業者選定委員会 | 水道施設運 転管理業務及 び料金収納等 業務に関 して公募型 プロポーザ ル方式によ る事業者の 選定につ いて審議 及び審査 すること。 |

○飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成18年3月26日

飯塚市条例第39号

改正 H19—7、H19—27、H19—35、H20—8、H20—40、H22—10、H23—26、H24—24、
H25—2、H25—3、H25—30、H27—4、H28—7、H30—1、H30—2、H30—30、H31—4、
H31—6、H31—8、R1—16、R1—33、R2—2、R2—3、R2—4、R2—36、R3—29
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員及び消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及びその支給方法並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(H20—40—改)

(報酬等)

第2条 特別職の職員には、別表に定める額の報酬を支給する。

(H27—4—改)

(報酬の計算方法)

第3条 報酬を年額又は月額で受ける者が、年又は月の中途において職に就き、又は職を離れた場合における計算の方法は、別に定めるところによる。

2 報酬を日額で支給する者には、勤務日数に応じて報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、年額の報酬は、これを2期に区分し、10月1日及び翌年の4月1日に支給する。

2 前項の規定により難しいものについては、規則で定める。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が委員会等に職務のため出席したときは、1日につき費用弁償として800円を支給する。ただし、選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人は、1回につき800円を支給する。

2 特別職の職員が公務のため旅行する場合は、その旅行について費用弁償として飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)に定める旅費を支給する。

(重複支給の禁止)

第6条 特別職の職員は、いかなる場合においても、重複して費用弁償を受けとることができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下において「施行日」という。)の前日までに、合併前の飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例(昭和38年飯塚市条例第27号)、穂波町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年穂波町条例第241号)、筑穂町各委員会委員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年筑穂町条例第32号)、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年庄内町条例第37号)又は潁田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年潁田町条例第25号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

(農業委員会の選挙による委員の報酬に関する特例)

3 第2条の規定にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の規定により合併前の関係市町(飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町及び潁田町)で施行日の前日から引き続き本市の農業委員会の選挙による委員として在任している委員の報酬の額については、合併前の条例によるそれぞれの市町の農業委員会の選挙による委員に適用していた報酬の額とし、会長、副会長に就いた委員及び選任による委員については、この条例による報酬の額を支給する。

(固定資産評価審査委員会委員の報酬に関する特例)

4 第2条の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第8項及び第9項の規定により選任された固定資産評価審査委員会委員の報酬の額については、合併前の条例によるそれぞれの市町の固定資産評価審査委員会委員に適用していた報酬の額とする。

(平成18年3月分の報酬に関する特例)

- 5 施行日の前日において、合併前の市町の非常勤特別職であって引き続き施行日に本市の非常勤特別職となったものに対する報酬で、この条例の施行の日の前日までに合併前の条例の規定により既に支給された平成18年3月分報酬は、それぞれこの条例の規定による報酬の内払とみなす。この場合において、合併前の条例の規定による報酬の額とこの条例の規定による報酬の額に差異が生じるときは、いずれか多い方の額を平成18年3月分の報酬とする。

(H19—7、H20—8繰上)

(費用弁償に関する適用区分)

- 6 第5条に規定する費用弁償は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお合併前の条例の例による。

(H19—7、H20—8繰上)

附 則(平成19年3月31日 条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月10日 条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月10日 条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日 条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月27日 条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月27日 条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月5日 条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 条例第2号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 条例第3号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日 条例第30号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日 条例第4号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定に基づく旧教育長が在職する場合は、その在職期間に限り、この条例(第1条中第1条の改正規定(「第21条」を「第19条」に改める部分に限る。)及び第5条を除く。)による改正前又は廃止前のそれぞれの条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月28日 条例第7号)
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 条例第2号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日 条例第30号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第4号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第6号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第8号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月11日 条例第16号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月24日 条例第33号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月26日 条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月26日 条例第3号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日 条例第4号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月23日 条例第36号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月17日 条例第29号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(H19—7、H19—27、H19—35、H22—10、H23—26、H24—24、H25—2、H25—
3、H25—30、H27—4、H28—7、H30—1、H30—2、H30—30、H31—4、H31—6、
H31—8、R1—16、R1—33、R2—2、R2—3、R2—4、R2—36、R3—29—改)

| 区分 | | 報酬の額 | |
|-------|-----|------|---------|
| 公平委員会 | 委員長 | 日額 | 10,900円 |

| | | | |
|---------|------------------------|----|--|
| | 委員 | 日額 | 9,000円 |
| 監査委員 | 市議会議員のうちから選 任された者 | 月額 | 45,000円 |
| | 識見を有する者のうちか ら選任された者 | 月額 | 170,000円 |
| 監査専門委員 | | 日額 | 15,000円 |
| 選挙管理委員会 | 委員長 | 月額 | 43,800円 |
| | 委員 | 月額 | 30,700円 |
| | 補充員 | 日額 | 5,900円 |
| 教育委員会 | 委員 | 月額 | 76,800円 |
| 農業委員会 | 会長 | 月額 | 47,800円 |
| | | 年額 | 農地等の利用の最適化の推進(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化をいう。以下同じ。)のための活動及び成果の実績に応じ、市長が別に定める額 |
| | 副会長 | 月額 | 39,600円 |
| | | 年額 | 農地等の利用の最適化の推進のための活動及び成果の実績に応じ、市長が別に定める額 |
| | 委員 | 月額 | 36,900円 |
| | | 年額 | 農地等の利用の最適化の推進のための活動及び成果の実績に応じ、市長が別に定める額 |

| | | | |
|---------------|-------------|-------|---|
| | 農地利用最適化推進委員 | 月額 | 26,000円 |
| | | 年額 | 農地等の利用の最適化の推進のための活動及び成果の実績に応じ、市長が別に定める額 |
| 固定資産評価審査委員会委員 | | 日額 | 7,700円 |
| 選挙長 | | 1回につき | 10,800円 |
| 投票所の投票管理者 | | 日額 | 12,800円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が13時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。 |
| 期日前投票所の投票管理者 | | 日額 | 11,300円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が11時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。 |
| 開票管理者 | | 1回につき | 10,800円 |
| 投票所の投票立会人 | | 日額 | 10,900円。ただし、中途 |

| | | |
|----------------------------------|-------|--|
| | | で交代する等の理由により、事務に従事した時間が13時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 | 9,600円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が11時間30分を満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。 |
| 開票立会人及び選挙立会人 | 1回につき | 8,900円 |
| 社会教育委員 | 日額 | 5,900円 |
| スポーツ推進委員 | 日額 | 5,900円 |
| 新産業創出支援事業補助金審査会委員 | 日額 | 15,000円 |
| 販路開拓支援補助金審査会委員 | 日額 | 15,000円 |
| 飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会委員 | 日額 | 15,000円 |
| 農区長 | 月額 | 平等割 792円 1戸につき 50円 |
| 生産組合長 | 月額 | 平等割 792円 |

| | | |
|---|------------------|------------|
| | | 1戸につき 140円 |
| 男女共同参画オンブズパーソン | 日額 | 20,000円 |
| 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会等の委員 | 日額 | 5,900円 |
| 前各項に掲げる者以外の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員 | 予算の範囲内で市長が別に定める額 | |

飯塚市附属機関の設置に関する条例に基づく審議会等一覧

| No. | 課名 | 市民参画で構成の委員会等 | 関連法令（追記） | 委員数 | 報酬額 有識者 | 報酬額 一般 | 費用 弁償額 |
|-----|---------------|------------------------|--------------------------|-------|------------|-----------|-----------|
| 1 | 総合政策課 | 飯塚市総合計画審議会 | 飯塚市総合計画審議会規則 | 25人以内 | — | — | — |
| 2 | 業務改善・DX推進課 | 飯塚市行政経営戦略推進審議会 | 飯塚市行政経営戦略推進審議会規則 | 6 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 3 | 財産活用課 | 飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会 | 飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会規則 | 28 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 4 | 人事課 | 飯塚市特別職報酬等審議会 | 飯塚市特別職報酬等審議会規則 | 10人以内 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 5 | 経済政策推進室（企業誘致） | 飯塚市企業立地促進審査会 | 飯塚市企業立地促進審査会規則 | 9 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 6 | 経済政策推進室（産学振興） | 飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会 | 飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会規則 | 6 | 15,000 | — | 800 |
| 7 | 経済政策推進室（産学振興） | 飯塚市販路開拓支援補助金審査会 | 飯塚市販路開拓支援補助金審査会規則 | 5 | 15,000 | — | 実費 |
| 8 | 商工観光課 | 飯塚市中小企業融資制度審議会 | 飯塚市中小企業融資制度審議会規則 | 6 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 9 | 商工観光課 | 飯塚市観光振興基本計画策定委員会 | 飯塚市観光振興基本計画策定委員会規則 | 15 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 10 | 農林振興課 | 飯塚市農業振興地域整備促進協議会 | 飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則 | 16 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 11 | 農林振興課 | 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会 | 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会規則 | 16 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 12 | 環境対策課 | 飯塚市公害防止対策委員会 | 飯塚市公害防止対策委員会規則 | 16 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 13 | 環境対策課 | 飯塚市環境保全協議会 | 飯塚市環境保全協議会規則 | 12 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 14 | 感染症対策室 | 飯塚市予防接種健康被害調査委員会 | 飯塚市予防接種健康被害調査委員会規則 | 5 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 15 | 健幸保健課 | 飯塚市健康づくり・食育推進協議会 | 飯塚市健康づくり・食育推進協議会規則 | 15 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 16 | 高齢介護課 | 飯塚市高齢社会対策推進協議会 | 飯塚市高齢社会対策推進協議会規則 | 19 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 17 | 高齢介護課 | 飯塚市地域包括支援センター運営協議会 | 飯塚市地域包括支援センター運営協議会規則 | 13 | 5,900 | 5,900 | 800 |

| No. | 課名 | 市民参画で構成の委員会等 | 関連法令（追記） | 委員数 | 報酬額 有識者 | 報酬額 一般 | 費用 弁償額 |
|-----|------------|--------------------------------|----------------------------------|-------|------------|-----------|---------------|
| 18 | 社会・障がい者福祉課 | 飯塚市障がい者施策推進協議会 | 飯塚市障がい者施策推進協議会規則 | 15 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 19 | 社会・障がい者福祉課 | 飯塚市地域福祉推進協議会 | 飯塚市地域福祉推進協議会規則 | 17 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 20 | 保育課 | 飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会 | 飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会規則 | 8 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 21 | 保育課 | 飯塚市私立保育所運営法人選定委員会 | 飯塚市私立保育所運営法人選定委員会規則 | 6人以内 | — | — | — |
| 22 | 公営競技事業所 | 飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会 | 飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会規則 | 6人以内 | 5,900 | 5,900 | 実費 |
| 23 | 防災安全課 | 飯塚市交通安全対策推進協議会 | 飯塚市交通安全対策推進協議会規則 | 25人以内 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 24 | 都市計画課 | 飯塚市住居表示審議会 | 飯塚市住居表示審議会規則 | 15人以内 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 25 | 都市計画課 | 飯塚市国土利用計画審議会 | 飯塚市国土利用計画審議会規則 | 12人以内 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 26 | 企業管理課 | 飯塚市上下水道事業経営審議会 | 飯塚市上下水道事業経営審議会規則 | 8 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 27 | 学校教育課 | 飯塚市立学校通学区域審議会 | 飯塚市立学校通学区域審議会規則 | 14 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 28 | 学校教育課 | 飯塚市中心身障がい児（者）就学指導委員会 | 飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会規則 | 15 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 29 | 学校教育課 | 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会 | 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則 | 15 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 30 | 生涯学習課 | 飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会 | 飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則 | 10人以内 | 5,900 | 5,900 | 800 |
| 31 | 文化課 | 飯塚市文化財保存活用推進委員会 | 飯塚市文化財保存活用推進委員会規則 | 10 | 5,900 | 5,900 | 市内800 市外実費 |
| 32 | 文化課 | 飯塚市文化施設活用検討委員会 | 飯塚市文化施設活用検討委員会規則 | 15 | 5,900 | 5,900 | 市内800 市外実費 |
| 33 | 企業管理課 | 飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会 | 飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会規程 | 8人以内 | 15,000 | 15,000 | 800 |

別表3の1

講師謝礼金予算単価表

(単位：円)

| 区 分 | 時間単価 |
|---|---------|
| 大学学長・学部長、弁護士、医師、報道機関論説委員長、民間企業役員級、知事、市町村長及びこれらに準ずる者 | 10,000 |
| 大学教授、報道機関論説委員、国、地方公共団体等部長級 | 8,000 |
| 大学准教授、国、地方公共団体等課長級 | 6,000 |
| 大学講師、国、地方公共団体等室長級及びこれらに準ずる者 | 5,000 |
| 大学助教、国、地方公共団体等課長補佐級及びこれらに準ずる者 | 4,000以内 |

- 1 基本的に交通費も含むが、遠距離等特に諸事情がある場合は、交通費・宿泊費等を考慮する。
- 2 「室長級」とは「課」に属する相当規模を有する室の「長」を指す。
- 3 上記金額は目安額を表すものであり、予算要求する際は、個別に交渉すること。
- 4 講師依頼のときは、対象者及び講義時間等を考慮し有効に行うこと。

別表3の2

各種委員報酬及び謝礼金等の予算要求基準表

| 予算措置区分 | 対象区分 | 地域区分 | 報酬及び謝金の積算基準 | 交通費 | |
|---------------------|--------------------------------------|------|---|------|-----------------|
| | | | | 費用弁償 | 旅費相当額 |
| 01節 報酬 | 「飯塚市附属機関の設置に関する条例」による委員 | 市内 | 「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、同規則の基準により積算 | 800円 | |
| | | 市外 | | 実費 | |
| 09節 費用弁償 | 上記条例と同様の根拠に基づき個別の条例・規則を制定している審議会等の委員 | 市内 | | 800円 | |
| | | 市外 | | 実費 | |
| 07節 報償費 (謝礼金) | 上記以外の講師及び協議体(私的諮問機関)等の委員等 | 市内 | 予算単価表・上記条例・規則の基準を参考に交通費(飯塚市旅費条例を基準)を含んで積算 | | 報償費(謝礼金)に含んで支払う |
| | | 市外 | | | 報償費(謝礼金)に含んで支払う |

(参考)所得税控除の基本的事項

| 費目区分 | 税率 | 源泉区分説明 | 該当区分(参考) |
|------------------|-------------------------------|---|--------------------|
| 01節 報酬 | 3.063% 88,000円以上は 税額表確認 | 給与所得として源泉する者 | 附属機関の委員等 |
| 09節 費用弁償 | 非課税 | 非課税 | 附属機関の委員等 |
| 07節 報償費 (謝礼金) | 3.063% 88,000円以上は 税額表確認 | 市の方針として原則、時間的拘束が見られ、市の指揮監督が見られるとして給与所得として源泉する者 | 協議体等の委員 作業員謝礼金等 |
| | 10.21% | 市の直接の指揮・監督及び時間的拘束を受けず、その者の自己裁量の業務で給与所得として源泉しない者 | 講演、翻訳、弁護士料等 |

※07節 報償費(謝礼金)については、交通費(旅費相当額)も含んで源泉徴収を行うこと。

※上記内容では判断できない場合等、区分しにくい事例については、事例ごとに飯塚税務署(0948-22-6710 法人税)に照会して確認すること。